

議案第35号

上越市道路占用料等徴収条例の一部改正について

上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上越市道路占用料等徴収条例（昭和46年上越市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第11条の8第1項」を「第11条の9第1項」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

	占用物件	単位	金額
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	540円
	第2種電柱		830円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		480円
	第2種電話柱		770円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		48円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	5円
	地下に設ける電線その他の線 類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	290円
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	960円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		400円
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メ	960円

			メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	43円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			58円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			120円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			290円
	外径が1メートル以上のもの			580円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				960円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			970円
	地下に設ける通路			580円
	その他のもの			960円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	190円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識		1本につき1年	770円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円
		その他のもの	1本につき1月	190円

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円
		その他のもの		970円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	960円	
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			96円	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	

	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路 面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。